

サービス提供時間について

当デイセンターの営業時間は 8:30~17:30、サービス提供時間は 9:00~17:00 となっています。延長利用に関しては事前にご相談ください。

利用時の持ち物・・・入浴後の着替え（お名前の記入をお願いします）・お薬

オムツ（苑のオムツ等を利用された場合は別途費用が必要です。）・

連絡帳（苑で用意します）

バスタオル・石鹸等は苑で用意しています。

介護保険証（初回ご利用時のみ）

利用料・・・介護保険単位の 1 割・2 割・3 割（負担割合証に記載）

昼食代 620 円/回

おやつ代 100 円/回

教養娯楽費 100 円/回

その他、実費が発生した時（特別食・特別なレクリエーションなど。事前にご連絡いたします。）

【総合事業】

	① 総合事業費	②サービス提供体制強化加算	合計（1ヶ月） ① +②
要支援1	1672 単位	88 単位	1760 単位
要支援2	3428 単位	176 単位	3604 単位

1 単位=10.14 円

【総合事業】各加算項目

栄養アセスメント加算 … 50 単位/月

科学的介護推進体制加算 … 40 単位/月

※ご利用者の情報を定期的に厚生労働省のデータベースに送ります。

【通所介護】

	通所介護 費	入浴加算(I)	認知症加算	中重度者ケア 体制加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	合計(1日)
要介護 1	655 単位	40 単位	60 単位 ※対象者 のみ	45 単位	22 単位	762 単位
要介護 2	773 単位					880 単位
要介護 3	896 単位					1003 単位
要介護 4	1018 単位					1125 単位
要介護 5	1142 単位					1249 単位

1 単位=10.14 円

※ 7 時から 8 時間利用のサービス単位

【通所介護】各加算項目

栄養アセスメント加算 … 50 単位/月

科学的介護推進体制加算 … 40 単位/月

※ご利用者の情報を定期的に厚生労働省のデータベースに送ります。

中重度者ケア体制加算に関して、体制が整っていない期間は算定されません。

【総合事業・通所介護】

- ・各加算の算定、計画書作成のため、ご自宅を訪問させていただく事がございます。
- ・介護職員処遇改善加算 I (利用月の合計単位数の 5.9%)、特定処遇改善加算 I (利用月の合計単位数の 1.2%)、介護職員等ベースアップ等支援加算 (利用月の合計単位数の 1.1%) が上乘せされます。

お支払い方法

月末締め翌月 27 日に指定の口座より引き落としをさせていただきます。

※引き落とし手数料のご負担をお願いいたします。

あくなみ苑デイサービスセンター

奈良県生駒郡安堵町岡崎 33-1

電話 0743-59-0070

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
主たる事務所の所在地	〒630-0257 生駒市元町 2-14-8
代表者（職名・氏名）	理事長 辻村 泰範
電話番号	0743-74-6644

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	あくなみ苑デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒639-1062 生駒郡安堵町大字岡崎 33-1	
電話番号	0743-59-0070	
指定年月日・事業所番号	令和5年 2月 1日	2971700261
実施単位・利用定員	1単位	定員 20名
管理者の名前	田中 将史	
通常の事業の実施地域	安堵町,斑鳩町,河合町,三郷町,平群町,王寺町,上牧町,大和郡山市,川西町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世

話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土 曜日 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤1人
看護師	常勤1人
介護職員	常勤3人
機能訓練指導員	常勤1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	石田 久美子
---------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用負担金」は原則として負担金割合証に応じた基本利用料の1割か2割か3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料

【基本部分】

利用者介護度等	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
事業対象者 要支援1	1672単位/月 16954円	1696円	3391円
通所型サービス1日割	55単位/日 557円	56円	112円
通所型サービス1回数 ※月の中で4回まで	384単位/回 3893円	390円	779円

要支援 2	3428 単位／月 34759 円	3476 円	6952 円
通所型サービス 2 日割	113 単位／日 1145 円	115 円	229 円
通所型サービス 2 回数 ※月の中で 8 回まで	395 単位／回 4005 円	401 円	801 円

(注 1) 上記の基本利用料は、市町村が告示で定める単位/金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス提供体制 強化加算 I 1	直接提供する職員の総数 のうち勤続年数三年以上 の者の占める割合が百分 の三十以上	事業対象 者 ・要支援 1	88 単位 892 円	90 円	179 円
		・要支援 2	176 単位 1784 円	179 円	357 円
介護職員 処遇改善加算 I 特定加算 I ベースアップ等 加算 I	介護職員の賃金改善計画に 基づいた適切な処置を講じ 実施している。介護職員処 遇改善加算に関する実績を 都道府県知事に報告。法令 に違反するなど罰金以上の 刑に罰せられていない。労 働保険料の納付を適切に行 っている。介護職員の職責 内容の要件を定め書面で周 知している資質向上計画を 策定し周知している。	事業対象 者 ・要支援 1	全提供単位× 59/1000	全提供単位× 12/1000 (特定)	全提供単位× 11/1000 (ベースアップ 等)
		・要支援 2	全提供単位× 59/1000	全提供単位× 12/1000 (特定)	全提供単位× 11/1000 (ベースアップ 等)

(注 3) サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算等は区分支給限度額の算定対象からは除かれません。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合 1 回につき昼食 620 円、おやつ 100 円いただきます。
レク材料費	一日 (回) の利用につき 100 円いただきます。

おむつ代	おむつの提供を受けた場合1回につき実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、サービスを利用した月の翌月の27日(休日の場合は前日の営業日)に指定の金融機関から引き落としをさせていただきます。

9. 緊急時における対処方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0743-59-0070 担当： 田中 将史(管理者) 石田 久美子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	安堵町健康福祉推進室	電話番号 0743-57-1590
	奈良県国民健康保険団体連合会	電話番号 0744-29-8311

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に体調が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。また、食べ物等を職員や利用者に配らないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は等事業所の担当者へご連絡ください。

介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号通所事業提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	奈良県生駒郡安堵町大字岡崎 33-1	
	事業者（法人）名	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 あくなみ苑デイサービスセンター	
	代表者職 氏 名	センター長 田中 将史	印
	説明者職 氏 名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所	
氏 名	印

本人との続柄